

議案第71号 交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例の一部を改正する条例について

議案書31P～ 32P

1. 条例改正の目的

本審議会において、従来からの審議内容に加えて、障がい福祉サービスにかかる事業内容や運営事業者の選定についても審議が可能となるよう、所要の改正を行う。

また、審議会が調査及び審議する事項のうち、さらに専門的な視点での審議が必要とされる事項について、当該審議に係る期間において臨時委員が議事に参与することができるよう、改正を行う。

2. 条例改正の主な内容

条例の題名を「交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会条例」に改め、条例第2条の所掌事務に、障がい福祉サービスの運営事業者の選定等を加え、「運営事業者」を「事業内容及び運営事業者」に改める。

また、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条に臨時委員についての規定を加える。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例（平成25年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条の規定に基づく障がい福祉サービス及び同法第77条の規定に基づく地域生活支援事業（以下「事業」という。）の事業内容及び運営事業者の選定に関する事項</u>について調査及び審議するほか、必要に応じ、事業の推進について意見交換を行う。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 <u>第3条に規定する委員のほか、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。</u></p> <p><u>2 臨時委員は、審議会が調査及び審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別な事項について、議事に参与する。</u></p> <p><u>3 臨時委員は、市長が任命する。</u></p> <p><u>4 臨時委員の任期は、当該特別な事項の審議期間とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市_____ <u>地域生活支援事業等運営事業者選定審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）_____ <u>第77条の規定に基づく地域生活支援事業（以下「事業」という。）の_____運営事業者の選定に関する事項</u>について調査及び審議するほか、必要に応じ、事業の推進について意見交換を行う。</p>

新	旧
<p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

	議案第71号 交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例において、所掌事務、臨時委員の設置等の所要の改正を行うもの。	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
本審議会において、従来からの審議内容に加え、障がい福祉サービスに係る事業内容や運営事業者の選定に関する事項についても審議が可能となるよう、所要の改正を行うとともに、審議会が調査及び審議する事項のうち、さらに専門的な視点での審議が必要とされる事項について、当該審議に係る期間において臨時委員が議事に参与することができるよう、改正を行う。						
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
障がい者福祉サービスに関する運営事業者の選定については、より公正性が担保できるように外部の委員で構成される当審議会において選定できるよう、さらに、より専門的な審議事項については、当該事項に係る有識者に臨時委員として参与いただけるよう、条例の一部について所要の改正を行うもの。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	2. みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち			
		分野・方針	7. 障がい福祉			
		施 策	障がい児者福祉サービスの充実			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
〈市民参加の状況〉						
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
	〈政策等の実施時期〉	公布の日				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	福祉部	障がい福祉課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表 他）			